

令和5年度 相談支援従事者初任者研修

にしもろ基幹相談支援センター

主任相談支援専門員 大田泰弘

小林市障がい者自立支援協議会について

～就労分野について～



自立支援協議会の設立に向けて

検討課題

平成19年10月頃より準備開始

- ・ 専門部会
（生活、サービス、教育、雇用、医療、児童）
- ・ 地域部会（小林地区、須木地区）

**現任、担当者を中心とした直接利用者に携わる
支援者の集まりにしよう！**

とあいえずやってみよう！



小林市障害者自立支援協議会発足

第1回 小林市障害者自立支援協議会

(平成20年3月24日)

- ・ 19名の委員でスタート
- ・ 協議会の考え方を共有する為の概要と趣旨の説明とで終わる。
- ・ 部会は設置せず



とまあえずスタートしたが・・・

手ごたえが無い!?



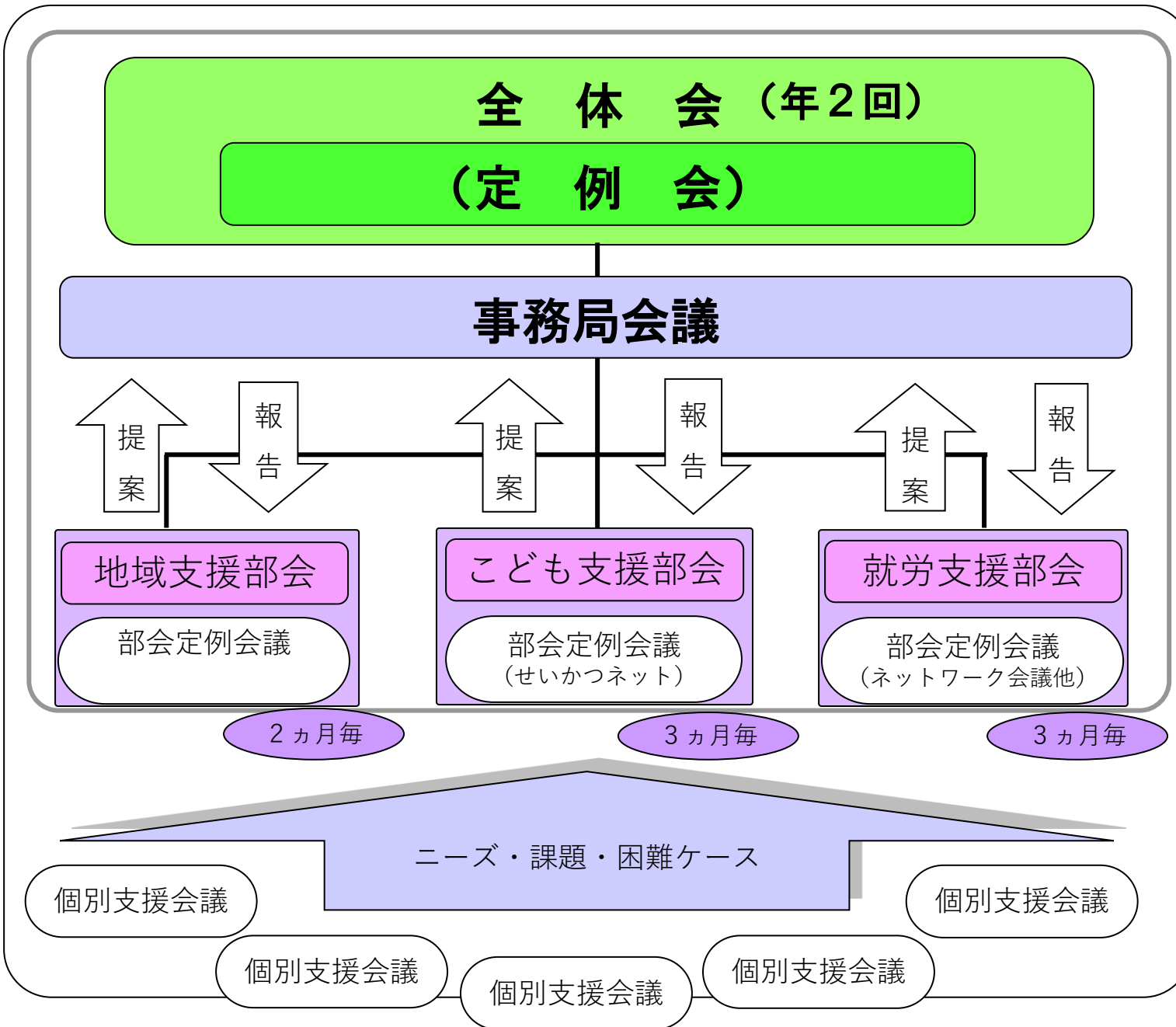
小林市障害者自立支援協議会発足

課 題

- ・ 個別支援会議を充実させる
(支援会議に慣れる)
- ・ 部会を作り、少人数で意見を出やすく
(悩みを共有する)
- ・ 地域で支えるシステムを作る。



小林市障害者自立支援協議会



小林市障害者施策推進協議会

平成27年度～

報告

小林市障がい者自立支援協議会

全体会

事務局
(福祉課、基幹)

運営会議

部会リーダー
(会長、副会長を
含む)

報告・提案

専門部会

就労支援
部会

こども支援
部会

地域支援
部会

相談支援
部会

地域の課題

個別ケースの課題(環境、経済、教育、障がい、家族、高齢、移動、住居、福祉サービス、就労、疾病、性、虐待、等々)

全体会

- ・専門部会で協議事項を報告し、他の部会や構成メンバーとの課題の共有を図り、地域の課題を検討する。
- ・研修会を企画し、障がい福祉サービス事業者等の質の向上を図る。

運営会議

- ・事務局と専門部会のリーダーが協議会の方針/運営について検討、各部会の検討課題の共有や課題整理の進捗状況等について協議する。

就労支援部会

地域で就労するための課題の洗い出し、検討、ネットワークを結び広げ、就労支援システムを作るための協議をする。

(障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、B型事業所、支援学校高等部進路担当者等)

こども支援部会

地域で生活をする乳幼児期から学童期までの、保育・教育・子育て・進路に関する課題を協議する。

(児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、教育機関、コーディネーター、市子育て支援課、家庭相談員等)

地域支援部会

主に、地域で生活する精神障がいや重度障がいの方やその家族等の課題を洗い出し、地域の課題として検討協議する。

(精神科病院、保健所、生活介護事業所、地域活動支援センター、入所施設、GH等)

相談支援部会

地域で暮らすための福祉サービス等の利用に関する検討や事例の検討、相談支援専門員の資質の向上に努める。

(相談支援事業所、中核機関、基幹相談等)



【平成29年度 協議会の活動から】

○平成27年4月から、就労継続支援B型事業の利用者については、就労面の就労アセスメント（評価）を就労移行支援事業所等が行うことが必須になったため、小林市としての取り扱いを協議する必要があったため、プロジェクトチームを立ち上げる事になる。

国の示していた方針はあったが、地域の状況に合わせる必要があった。

- 就労移行支援事業所の数、事業所の方針
- 支援学校高等部（新設）の卒業生



【平成29年度 協議会の活動から】

○プロジェクトメンバー

就労継続B型事業所、就業・生活支援センター、
支援学校高等部進路担当就労移行支援事業所、相談支援事業所、行政

【1回目の協議】

就労継続B型を利用できる条件を確認、整理。条件に該当しない
対象者を想定して、細かくシュミレーションをする。



【2回目の協議】

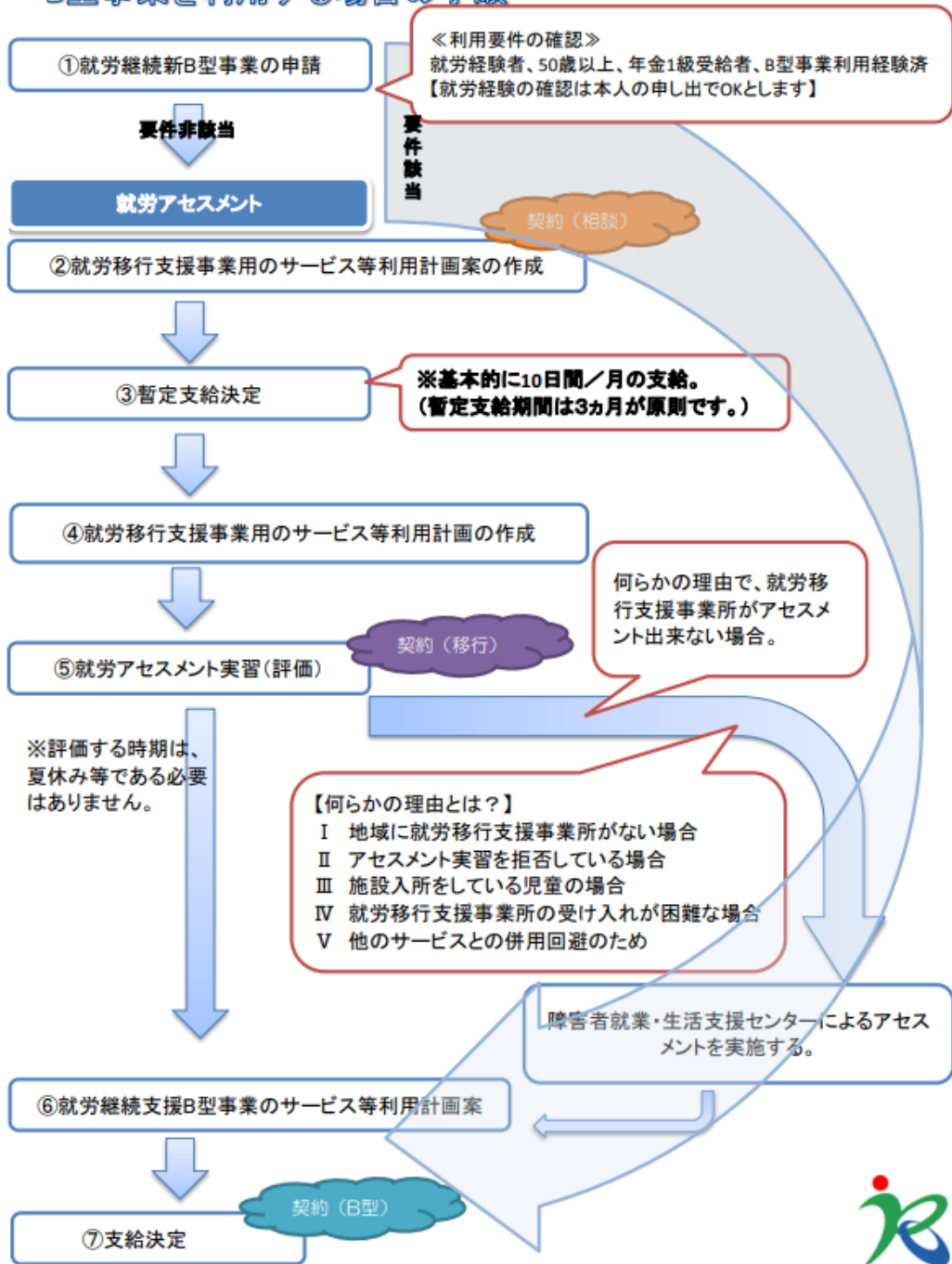
就労継続B型事業を利用の申請から、相談支援事業所による就労アセスメントに係る利用計画案の作成、支給決定、就労移行支援事業所によるアセスメントの実施、就労継続B型事業の利用に係る利用計画案の作成、支給決定の流れを確認。特に、就労移行支援事業所によるアセスメントが実施できない場合におけるの就業・生活支援センターのアセスメントを行う場合について協議。

【3回目の協議】

就労継続B型事業を利用するにあたって、記載をした「就労継続支援B型事業利用に係るアセスメントの取扱いについて」を作成。その内容を確認。



B型事業を利用する場合の手順



①で申請をして「利用要件の確認」で該当の場合は、⑦（右矢印）に進む。
①で申請をして「利用要件の確認」で非該当の場合は、②に進む。

②では、指定特定相談支援事業所と契約を結び、就労移行支援事業所で就労アセスメントをするためのサービス等利用計画書を作成してもらいます。
※この時点で就労アセスメントの流れに乗る事が困難な状況がうかがえる事が想定される対象者もいるかもしれませんが、⑤の就労アセスメント実習の何らかの理由でアセスメントが出来ない場合によって、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントの実施の調整を行います。そもそも、就労アセスメントが出来ない事で就労できる力が備わっていないと考えられます。しかし、原則的な手順に沿った手順で進めていきます。

③では、②で作ったサービス等利用計画書を元に、行政が暫定支給決定を行います。
暫定支給期間は3ヵ月です。申請をして3ヵ月以内に就労アセスメントを行います。3日以上の様子観察の中から評価する事を原則とします。

④では、③の暫定支給決定に基づいて、サービス等利用計画を作成し、就労移行支援事業所を決定します。（日程の調整、送迎の確認、情報の共有、本人の意向、事業所の意向等々を確認します）

⑤では、実際に就労移行支援事業所で就労に向けたトレーニングの体験を行い評価してもらいます。
得意な事や苦手な事などの評価項目に沿った内容で、その時の状態を評価します。可否をつけるものではありません。

※何らかの理由で就労アセスメントが出来ない事も考えられます。その時は、日程を調整し日を改める方法もあります。

しかし、Aそもそも就労移行支援事業所が近くにない
B疾患や特性によって、アセスメントをする事業所に通う事が出来ない、拒否している
C制度上の理由で他の福祉サービスとの併用になるので利用出来ない、
D就労移行支援事業所の受け入れや環境設定について困難な場合
E他のサービスとの併用は可能であるが家族の状況等によってサービスを利用する事が出来ない、等々の理由で就労アセスメントを受けられないことも考えられます。

そのような時は、障害者就業・生活支援センターを活用して、評価してもらい事も可能です。

支給された期間の中で、就労アセスメント実習が終了したら、評価をした内容を元にして【B型事業を利用するためのサービス等利用計画書】を作成して、支給決定を受けて、サービス等利用計画を作成して、就労継続支援B型事業所と契約を結び利用開始となります。

学生の場合で、就労アセスメントを希望する場合は、長期休暇中（夏休み、冬休み等）である必要はありません。

※同じような言葉や表現、使っている言葉が同じでも違う意味で使われている言葉があります。分からない言葉や曖昧な事は質問をして理解するようにして下さい。

※B型事業を利用する場合は、手順が複雑になりました。その都度、確認や次の動きを聞いてみてください。

※都合、3回契約行為をしなくてはなりません。

※以前、就労移行支援事業を利用した事がある対象者であっても、就労アセスメント（評価）が目的でなかった事を鑑み

て、B型事業を利用する為には手順に沿った手続きの通りに就労アセスメント実習を行う事を十分に理解して下さい。

